

平成23年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成23年5月25日(水)午後1時30分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出 席 委 員

1番	大野木	奥	治	2番	椎	名	幸	雄
3番	根	本	勇	4番	田	口	重	幸
5番	森		正	昭	7番	三	須	清
8番	飯	塚		誠	9番	齊	藤	隆
10番	染	谷	智	一郎	11番	新	堀	政
12番	阿	曾	敏	夫	13番	渡	辺	陽
14番	渡	邊	光	雄	17番	須	藤	喜
18番	小	池	良	雄	19番	高	田	勝

4. 欠 席 委 員

6番	掛	川	正	治	15番	増	田	忠	夫
16番	増	田	利	夫					

5. 出席事務局職員

局 長	海	老	原	美	宣
次 長	飯	塚			豊
次長補佐	大	野	祐		信
農地係長	花	嶋	孝		雄

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法の許可を要しない土地の証明願について  
議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

議案第 4 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

議長 天気もよし、五月晴れというのはこういうような天気というのをここへ来る道すがら感じたようなわけでございます。そんな中、委員さん方には総会出席、ご苦労さんです。

定刻となりましたので、開会いたします。

ただいまからは、平成23年第5回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を指名いたします。

14番 渡邊光雄委員

17番 須藤喜一郎委員

よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

最初に、議案の審査をいたします。

本日の議案につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 皆様、議案書を1枚お開きください。

本日の議案案件は、議案第1号から第4号まででございます。

議案第1号は、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

内容は、我孫子市布佐字大割地先の畑の所有権移転で、申請面積は247㎡でございます。譲受人は、市内で農業を営んでいる方で、自作地に隣接している農地を取得して、農業経営の規模拡大を図ろうとするものです。

申請内容を審査したところ、農地法第3条の第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

議案第2号は、次のページになります。「農地法の許可を要しない土地の証明願について」でございます。

申請地は、我孫子市柴崎字後畑地先の畑で、申請面積は1,398㎡のうち562.01㎡で、宅地として利用され、20年以上が経過しているものです。

本日、追加資料として配付させていただきました航空写真でご確認していただければありがたいです。

議案第3号は、「農用地利用集積計画(案)の決定について」の5件で、市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。

賃貸借権設定が3件、使用貸借権設定が1件、所有権移転が1件です。

合計面積は、1万3,383.5㎡です。

このうち、整理番号1については、前回の総会で事業計画書類の不備により不承認とな

った案件に係るものです。その後、事業者において事業計画を精査し、市当局が農地利用計画書（案）を策定したものです。

この案件につきましては、5月23日月曜開催の第1部会で慎重審議をいただきました。第1部会としましては、市当局から改めて「農用地利用集積計画（案）について」の説明を受け、総会において判断すべきものとされました。このことから、改めて審議をいただくものです。

なお、審議に当たりましては、説明員の時間的制約があることから、会長承認を受け、ご審議の順番を変更し、直ちに市当局の説明後、ご審議をお願いしたいと考えています。

引き続き議案の説明をさせていただきます。

議案第4号は、「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」でございます。

今回の議案上程については、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 当局からの議案説明については、以上で終わりました。

事務局の説明を受け、議案第3号の整理番号1番及び2番を最初に審議することにご異議ございませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、ないようでございますので、議案説明のとおり、議案第3号の整理番号1番及び2番を先に議題といたします。

小池部会長から第1部会で審議された報告をお願いいたします。

小池良雄部会長（第1部会） 最初に、議案書3ページの議案第3号の整理番号1番及び2番についてご報告いたします。

この計画書（案）については、5月23日（月）開催の第1部会では、会長の許可をいただき、三喜商事株式会社代表取締役の出席を求め、議案資料の7ページから9ページまでを慎重に審査いたしました。

申請地は、我孫子市中峠字才道地ほか1筆、計675.5㎡です。

賃借料は、整理番号1が1年間1万円、整理番号2が1年間1,550円となっております。

審査の結果、第1部会では、この案件について改めて市当局から「農用地利用集積計画（案）について」説明を受け、総会の場で判断すべき案件であるとの結論になりました。

議長 以上、議案第3号の整理番号1番及び2番について、部会長から報告がありました。

部会報告のとおり、市当局からの説明を求めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、市当局の説明を求めます。

徳本農政課長、よろしく申し上げます。

徳本 農政課の徳本でございます。

4月の総会では、書類の一部不備がございまして、大変ご迷惑をおかけしまして、どうも申しわけありませんでした。改めまして案を作成し直しまして、ご提出させていただきましたので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

今回、懸案になっております三喜商事が借り受ける農地の利用集積計画（案）、その案件について、私のほうからお話をさせていただきたいというふうに思います。

貸し借りする農地や、また貸し借りの相手について、また目的については、基本的に前回までお話ししていただいているとおりですので、私のほうからは、この農用地利用集積計画（案）、農業経営基盤強化促進法の趣旨等、そもそものところからちょっとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

利用権設定等促進事業、これに基づいて農用地利用集積計画を作成しているわけですが、農地法の特例として、煩雑な書類作成ですとか手続を省略して農地の賃貸借等を行うことができる制度、このような形で設けられているものです。

この事業を行うに当たっては、この経営基盤強化促進法に基づきまして、市が農業委員会の同意を受けた上で策定しております農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、基盤強化の基本構想と言われているものですが、これに規定されている要件、この要件に照らして運用をしております。

この基本構想でございますが、既にご案内と思っておりますけれども、農業生産法人以外の法人、今回のような三喜商事のような場合ですけれども、このような場合、または常時農作業に従事すると認められないような個人、こうした場合については、先般の農地法及び農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、次の要件を満たすべきというふうにされております。

1つは、耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められること。それから、もう一つは、市への確約書の提出や市との協定の締結等を行うことにより、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的農業経営を行うと認められること。3つ目ですけれども、その者が法人である場合、今回などの場合ですけれども、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められることということで、要件が設定をされております。

さらに、新法のもとでは、こういう農業生産法人以外の法人等が借り受ける場合、そこ

では農用地利用集積計画には、農用地を適正に利用していない場合には解除することができると。その農地の利用集積計画自体を解除することができる条件を付していることということになっております。

その判断のもとに、手続としては、市が農用地利用集積計画（案）を作成しまして、これを農業委員会に諮って、農業委員会のほうは、この要件を満たしているかどうかを判断をして決定していただくと。それを受けて、市が公告の手続をして、その契約関係が効力を発するという仕組みになっております。

今般の三喜商事が借り受けるに当たっては、市のほうに確約書が出されていて、その中には、借り受けた農地をしっかりと耕作、農作物を栽培するために使いますよとか、地域の農業に溶け込みながら、継続的かつ安定的農業経営を行いますよとか、またちゃんと従事する役員の中の1人はきっと常時従事者として置きますよとか、そうしたものの確約書が出されていると。さらに、この利用集積計画（案）の中には、解除することができる旨の要件も定めて計画（案）を定めておりますので、その辺をクリアした中で、農政課としては適当だというふうに考えて、お諮りしている次第でございます。

それで、今回の中でポイントとなることなのですが、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと認めるかどうか、結構その辺の議論になったりポイントになったりしているのかなという気がします。

適切な役割分担という点では、水田などでは用排水施設などを共同で作業、従事したり、また畑作なんかでもあるんでしょうけれども、集落のいろいろな会合なんかには呼ばれば出ていってというようなことなどが求められてくるというふうに思いますけれども、そうした点についてどうなのか、そういうのが判断されるかなというふうには思います。

市としましては、その辺も踏まえて、今回の三喜商事の場合、ご意見はいろいろ出ているかと思えますけれども、地域で必ずしも信頼を得ているような形の事業ができていなかったという弱点があったということでは我々も認識をしています。それで、市と県の東葛農林振興センター、3月当時はそういう名前でしたけれども、一緒に三喜商事を指導したりして、しっかり農業経営を地域に根差して行って、農地の契約が解除されている実態の中でも、改めてもう一回立て直し等の努力をなささいというような指導をしてくる中で、今回の農地も貸し借りの相手と合意を得て、利用集積計画（案）の策定ということに至ったという経緯でございます。

中峠の土地といえば、ご案内のとおり遊休化して、そしてうなっているだけの農地が非常に多くなっている。この中で、どういう担い手を育てなければいけないのかということが、それは農政課としても、農業委員会としても非常に大きな課題になっていると思えますけれども、一つの担い手として、市としてはそこでできるだけ成功してもらえるように支援をしていこうということで、それは県とも私たちとも連携して、いろいろと事業の活

用だとかもしていただいていたところですよ。

今ちょっと地域で、地域になじめていないとかという問題があるかもしれませんが、ぜひ改めて立て直しをして、しっかり農業経営をしていっていただきたいというふうに考えております。

農業委員会におかれましても、この利用権設定の要件基準、これがそもそも土台になりますけれども、その基準を判断をしていただきながら、この計画（案）の決定をしていただければありがたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長 以上、市当局より「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号1番及び2番の説明が終わりました。

ただいまの説明を踏まえ、議案に対するご意見がありましたら、挙手をお願いします。  
阿曾委員さん、お願いします。

阿曾敏夫委員 ただいま地元との不協和音じゃないけれども、それを指導していくというふうなお話でございますが、農政課として、実は私らはこの間、現地調査をやって、そのときに近所の人から、この敷地、169ですか、野菜の集積場の東側、ここに赤道があるのを知っていますか。

たまたま市がやる分には道路がなくなってもいいのかいという話が言われたもので、帰りに、私、いろいろなもとで……。

実際に、事務局、こういうふうなお願い、公図をとって染めてみたの。中峠の場合は、自分らの宅地裏って、道路沿いが宅地で、その裏は下新田からずっと続いていくあの道しなくて、あの間はみんな畑で、作道があるわけなんですよ。その作道が公図にこの赤道として残っているわけなんですけれども。

それで、今現在、この三喜さんですか、これがこの赤道の上か何かに穴を掘って。だから、市の納税課がやれば何でもいいのかいというような話、たまたまこの間、現地調査に行かれたもので、あそこに道敷があるんだよという話から、私も部会が終わってから、今度は公図をとって調べて、こういうふうな色分けを試してみましたから。この確認をしていないでしょう。

阿曾敏夫委員 いや、これがオオノキデンキから行ったところの広がったところ、その東。だから、全くこれ、イロハのイの字だよ。農地法の5条で、平成21年12月24日だったかな。あれで、農地法の5条で賃借権で転用の許可をとっておいて、今度はまたいろいろなやつが。そこで井戸の問題でもいろいろ近所から言われたんで、この間も部会でも、じゃ当日、皆さんに総会で聞こうという話でまとまったんですけども。

この道路、赤道、作場道というんだよね。作道。中峠の場合は、本当に下の宅地裏というのは道という道はないから、この3尺だか4尺だかの作道が赤道として残っているわけなんだ。全くこれを無視して。その辺のところを、三喜商事ですかにもう一回よく諮ってやってもらわないと、近所の人が、いや、阿曾さん、実はこういうわけだよと。市がやる分には何でもできるのかいというような話をちょっと言われたもので、その辺の認識はなかったでしょう、これ。

農政課 その赤道を探しているというんですか。

阿曾敏夫委員 いや、この赤道を全く考えないみたいな話だから。

農政課 それは赤道のそこを転用するとかということですか。

阿曾敏夫委員 いや、要するにこの赤道の敷地の上かどうだか知らないけれども、そこに穴を掘って、野菜や何かを洗う水をここに流しているというわけだ。

農政課 その実態はちょっと。            さんの土地かどうかという話のことはまた別にありましたけれども、            さんとしてはですね.....。

阿曾敏夫委員 いや、さっき農業委員会のほうに聞いたら、赤道だ。地元の人も、何といったっけ、今の時代だから、これが赤道になっているのは必要性はないけれども、昔は歩いて田んぼへ行くでも、みんなマンノウをしょって、こう行った時代の公道があるわけですから、その辺のことと。

それから、これはせっかく奨励策だと。新規の農業参入といって、株式会社でもやれる時代だと。だから、本当に大手の企業でもあればいいけれども、小さい、実際のところ、申請書を見れば、構成員5人で、最初のときは2人の農業従事者が、今度は4人の構成員から2人になったと。だから、十分農政のほうでも指導してもらって、地域とも解け合えるように。

また、21年に農転したこの集積場の地目は何になっていますか。せっかく許可書は出したわけだから。

農政課 一部、1869番地は、登記地目は畑です。畑を一部宅地に変えてあります。そこは特に登記簿は変更しておりません。

阿曾敏夫委員 登記簿はやっていないでしょう。

農政課 はい。

阿曾敏夫委員 だから、こういうせっかくのいい、新規農業として、国の政策に従って我々も応援して、そういうふう to 盛んにするためには協力しますけれども、せっかく5条の許可を出しておいて、それで現実に さんも高齢者なんだよね。

農政課 だから、そういう溶け込めていない話については、 さんとこれからも機会を通じて。

阿曾敏夫委員 本当に十分にその辺の。だから、地元の人らはその辺のところを知っているから、市が中に入れば何でもできるのかいという話を私らのところに言ってくるんです。

農政課 それだけが全体じゃなくて、実際、その地域の農家の方と、その間に入りながらやっていくようにしますし、その辺にしてもきちっとやってもらうように……。

阿曾敏夫委員 だから、どうせ早く、21年12月24日の総会で、これは農地法の5条の申請で、賃借権だから、登記すればいいわけだよね。この土地、今ちょっとこの登記簿も見たところ、 さんが死んだら贈与するという始期は、死亡と同時にやるということでしょう。そうすると、今度はその後の相続人のもらうという人が三喜さんとの間で、またこれはいざこざがあってもしょうがない話だし、その辺のところ、農政も十分やってもらわないと、地元だということで、阿曾さん、何でも知っているから、教えてくれよなんてけさも来られちゃって、実際、この赤道を無視して、我孫子市の場合は、このところに穴を掘って、今、水を流しているよという話をちらっと言われたものだから。

農政課 また確認をしてみますけれども。

阿曾敏夫委員 よくね。

農政課 はい。

阿曾敏夫委員 事業そのものは、確かに利用増進法というのは非常にいい制度として。ただ、これの一番の欠点は、改良区あたりでもまいっちゃうんだよね。3条で所有権を移転

すると、前には改良区との話は事前にわかるわけ。そうすると、こういう制度で、裏で所有権が移転されちゃうと、結局は賦課金がたまっていれば、整理するのにどうするんだとかという話だから、その辺もうまく改良区ともやってもらわないと、かえって裏目に出ちゃうから。

農政課 特に改良区の賦課金に対しましてのところは、所有権登記した後に改良区に周知をして、結構これをきっかけにして、賦課金の滞納なんかがあった場合については、整理されることが多々あるようなので、その辺は改良区と連携をとりながらやっています。

阿曾敏夫委員 ぜひ所有権の移転というものだけは、非常に……。せっかくだいいい制度を悪用されちゃしょうがないからね。

農政課 今回は賃貸借なので。

阿曾敏夫委員 はい、賃借権だから。

農政課 所有権移転は特に厳密に。

阿曾敏夫委員 厳密に。

それで、賃借権だから。せっかく5条で賃借権を許可したんだから、登記してもらって。

さんだって高齢者なんだから。それで、その相続が発生するのが……。それが、だって、公正証書か何かでも、遺言書でもつくっておかなきゃ。だって、三喜との間で5年と切ったって、その間に死んで、知らないよといえ、またこれ、登記をやっていないと、第三者に対抗できないから。

農政課 実は、登記簿なんですけれども、この1869番地につきましては、娘さんのさんのほうも受け取るということで、生前贈与的にやって、登記簿のほうにお名前も載っておられまして、さんだっては一応私とさん、さんの娘さんのさんと三喜商事の社長と顔合わせをしまして、お話し合いを十分持ちました。というのは、5月14日の娘さんのご了解も得て、今回……。

阿曾敏夫委員 いや、了解しても、先ほどこのある資料を見た限りでは、相続の発生をするのはさんが死んでからだから、ちゃんとそういうものは。せっかく5条で許可証を出しているんだから。

ましてやこの基盤強化法ですか、これなんかの場合は、いろいろ農地法だの何かの後追いでやる、許可は要らないという面が非常に優遇されているわけだから、それを悪用されたじゃ、また困るしね。

農政課 そういう問題じゃないと思っただけで、宅地としてそこを分筆して登記するかどうかというのは、それは さんの都合もあるでしょうから、また さんにもよく相談をして、意向を確認しながらやっていきたいと思っただけでも。

阿曾敏夫委員 だから、是が非でもね。21年12月に5条で許可書が出ているわけだから。

農政課 当然、分筆しないでやろうということで合意されているようですから、その辺をご本人の意向だとかも把握しながら、対応はしていきたいと思っただけです。

阿曾敏夫委員 それが1点と、それからこれの赤道の中に大きな穴を掘って、そこで洗剤のものを流しているという話が。

農政課 赤道になっていないかと詮索しましたけれども、もしそういうのがあったら、まずいところがある。

阿曾敏夫委員 だから、いろいろ聞いてみると、この赤道の認識というのは、これは農業委員会も知らないというし。

私も言われて初めて、この間の部会が終わってから公函を調べて、これがわかるように染めてきたんだけれども。

農政課 ぜひともその借りる相手方の方のところだとか、また地域の農家の皆さんと、十分その辺のコミュニケーションを図りながら、その中で溶け込んでやっていけるように指導したいというふうに。

阿曾敏夫委員 ぜひ。野菜を持っていっても、何だ、きょうはだめだとかと言われたとかなんていう話もあるし、それから地域の話が、何だ、そんな話まで。だから、十分に指導してもらわないと。

農政課 それはします。

阿曾敏夫委員 確かにこれは国の政策として、株式会社が新規農業で参入できるということはいいことです。遊休地をなくするためには。だけれども、それを違うサイドからいうと、よその市町村でも、いい企業ならいいけれども、ちょっとした本当の企業のいたずらじゃないけれども、それに惑わされてやられたって困るよなんて、いろいろそんな話もあるし。

だから、せっかく5条で許可を出しているんだから。それもちょうと賃借権で許可が出ているんだから。

この許可書については、時効というのはないのか。

農政課 そのまま効力を維持します。

阿曾敏夫委員 だって、21年だから。ひとついい制度を生かすためには。やはり縛りもあるんだから。

農政課 それはしごく当然ですので、当事者も多分試行錯誤、こういうのを始めてさん側も三喜さんも初めてだという。その辺をコミュニケーション、行き違いのないように。地域の皆さんとそういう行き違いのないように。

阿曾敏夫委員 だから、この間、部会でも、当日に現地を見に行ったときに言われたもので、私もかなりきつい質問をしたんだけど、認定農業者として第1号だということが、会社としてあれでしょう。これは法人としての第1号でしょう。

農政課 はい。

阿曾敏夫委員 今までのような農業者の認定は、地元の人がやっているんだったらいいけれども、よそ者が株式会社という小さい会社を隠れみのにやられたじゃ、地元ともしっかりいかない。だから、先月のものだって、話が、全員が賛成できなかったというような結果が出ちゃったんだけど、ひとつよく指導して、いい制度なんだから、活用できるように、ひとつ頼みます。

終わります。

議長 よろしく申し上げます。

そのほか。

飯塚委員さん、申し上げます。

飯塚誠委員 私もこの計画に対して強い反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど申し上げたやはり信頼に足らない事業者という認識のもとで、私も反対をいたします。

この農業委員会というのは、ここは農業委員会の決定ですから、この件については、私も農業委員会の決定のいかんにかかわらず、今度は政治家として、このグレーゾーンを追究していきたいと思います。

何がグレーゾーンかという、去年の暑い夏、渡辺陽一郎部会長のもとで、我々も当初の、今、借り入れがだめになったニンニク芽の栽培のとき、あのときもかなり議論になりまして、本当にここで通年の栽培ができるのか、事業として成り立つのかということをやりました。だけれども、自信を持って、社長は成り立つんだと。近郊都市部にも、消費者ももう確保できているという返答でした。それはそれで許可をしたと。

その後、農地に集積場あるいは加工場をつくりたいということでした。砂利を敷いて。それも、あのとき部会で、本当にここじゃなきゃだめなんですかと。トラックがああ細い道を出入りしたりして、不便じゃないですかということを行ったときに、その社長は、ここで通年のニンニクの芽を栽培するに当たって、近郊消費者に多頻度の小口配送をしっかりとしていきたいと。だから、ここに必要なんだというふうに言いました。

この理屈立てていけば、あそこのニンニクの芽の栽培が失敗したときに、荷さばき、集積場も平らに、土地を返さなきゃいけません。だって、そこのニンニクのためにつくりたいという申請を出して許可をされたわけですから。

ところが、ニンニクの芽の栽培はそこでやめたにもかかわらず、荷さばき場と集積場はそのまま出していると。そこで事業をして、もうけることも可能です。それは、促進法の目的にそんなことは全然書いていない。税金が投入されているわけです。

それで、私は前回の第4回の農業委員会総会のときに、しからば、あそこのもう1年の契約が終わってしまって、できなくなった農地はわかりましたと。だけれども、その後もほかの野菜の集積でもうけているとしたら、その売り上げは幾らになるんだと。もうかっているのか、もうかっていないのか出してくれと言いました。私はきのうまでじっと返答を待っていたら、農業委員会事務局から全く返事が来ない。きのう4時30分に農業委員会事務局と農政課に電話をしたら、すみません、それはヒアリングできていませんでした。ヒアリングしたんだけど、社長は答えられないということでしたと。

あそこのニンニクの芽の栽培をやめたら、荷さばき、集積場の売り上げしか実質はないわけだから、社長であるならば、幾らの売り上げがあって、幾らのもうけが出ていて、しかもほかの農地から集めた野菜の集荷でもうけているのは何百万円で、そしてニンニクの芽の栽培は、まだあの集積場の中で、何か4段ぐらいでやっているということなんです。

その部分の売り上げは幾らかなんかすぐわかるじゃないですか。しかも会社の損益計算書を見ていると、たかだか1,000万円ちょっとの売り上げです。私が社長だったら、荷さばき場の売り上げはこれだけです、それでさらに今ニンニクの芽で栽培をしている売り上げだけはこれぐらいと、すぐ即答できます。でも、聞いても、エビハラさんは出てこなかったと。農政課長からも、きのうは返答がなかった。事務局長の部長は、不在だったと。そういう状況の中で。

そして、どこが信頼に足る事業者なんですか。変な話ですけれども、私がトマトをつくりたい、キュウリをつくりたい、同じようにニンニク芽をつくりたいとって申請を出す。隣でその消費者に対しての配送が必要だから、荷さばき場とトラックの運搬をしたいから、倉庫をつくらせてくれとってつくる。それで、そっちの野菜はやめて、荷さばきだけの商売が成り立っていく。やろうと思えば、これが転々とできるじゃないですか。そういうことを絶対に私は許しちゃいけないと思う。

この事業者が本当に真にやりたいんだと思うのであれば、さっき阿曾委員からも言ったように、グレーの部分を徹底的に調べてからでも遅くないじゃないですか。それをやるのが我々農業委員会の職責だし、また事務局はきちとした回答をその社長から導き出すのがまさに仕事、職責であります。それを怠り続けている。回答が出てきていない。

私は、事務局に対して非常に憤慨しています。電話一本かかってこないんです。議事録を起こしてもらえば、録音を起こしてもらえばわかります。調べますと言い切ったんです。今、荷さばき場でいっている売り上げと利益を社長からヒアリングして調べますと言い切ったんです。何の返答も出てきていないじゃないですか。それでごそごそと、また部会と総会を開いて、今回は新たな計画ですと、ご承認くださいと。万が一、この業者が親身になって真摯な業者でなかったら、我々は促進法という税金も、あるいは農地法のくくりという税金の投入されたこの決定も、市民を裏切る結果になりかねません。

ですから、私はこの結果はこの結果で皆さんにご判断いただいて、政治活動としても、今後も徹底的に追及をしまいたいという反対意見を述べさせていただいて、終わります。

以上です。

議長 そのほかご意見ありますか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 飯塚委員ほど激しいことを言うつもりはなかったんですけども、先ほど農政課からの説明で、この三喜商事さん、通年やるという確約書が出ているということをおっしゃいましたね。確約書はこの書類なのか。それとも、ほかに別にあるんですか。

農政課 この添付書類の中には入っていると思いますが、ここに。

渡辺陽一郎委員 この資料の中に入っているのは、三喜商事の丸印が押してあるのが、これが確約書というものですか。

農政課 事業計画書です。

渡辺陽一郎委員 事業計画書か。

農政課 はい。

渡辺陽一郎委員 これがそうなんですね。

農政課 確約書は別にまた出ています。

渡辺陽一郎委員 確約書はまた別にあるのか。

農政課 はい。

渡辺陽一郎委員 それが結局、先ほど農地を一般の方に貸し出す、法人に貸し出すための要件として確約書が必要だと言われたのに、農業委員会において、その確約書も出ていないというのはおかしいでしょう。

それは、計画は見ました。でも、その確約書という書類が必要だということを言われたのであれば、その書類がこの農業委員会にはないと、書類が全部そろっているとは言えませんよね。

農政課 それは、書類というのははっきり言って。

渡辺陽一郎委員 その辺は書類の不備なんですけれども、それ以外に、この計画の段階で、人数が4名にふえて、あの土地の面積が5倍。どこかから調達する形にはなっていますけれども、2012年から2015年の間に5倍になっていますね。人数は2人から4人になって、集荷が5倍になると。これはなれによってこの状態になると思われて計画を立てたんでしょうか。

皆さん、農業をやっていらっしゃる方はわかるとおり、当初の仕事内容から、3年、4年もたてば、普通はもっと手が速くなるよね。素人が始めていても、3年もたてば、これだけ年に10回も回転すれば、よっぽど手が速くなって、これ、人が余るくらいになるはずなんだけれども、その辺の計画書も、何か非常に数字合わせで雑だなという気がしたんですけれども。

農政課 これは当事者の計画。

渡辺陽一郎委員 そのままだと思いました。これは随分と。普通はこれ……。素人かいみたいな状態だったんで、その辺のところはちょっと確認が。やはり確約書と、きちんとした書類があれば、欲しいかなと思ったんです。

農政課 はい。

渡辺陽一郎委員 あれば。

農政課 あります。

渡辺陽一郎委員 あるなら、書いたものを出して。

議長 いいですか。

農政課 これ、ちょっと議事を中断していただくわけにはいきませんか。今、資料が届くまでの間。

議長 それでは、暫時休憩することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、暫時休憩にいたします。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

休憩前審議に入ります。

渡辺委員、質問はいいですか。

渡辺陽一郎委員 確約書を出していただきました。確約書は、事務局のほうからコピーしていただきましたので、書類はこれで一応はそろいましたけれども、ちょっとその計画書の数字の不備に関しては、もう少し疑問かなと思いますので、もしもっと途中抜けている間の計画書、土地買収なり、その生産計画書の細かいところがあれば、出していただければ、わかりやすいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

農政課 すみません、部会でどういう話になったか、ちょっとお伺いしていませんけれども、その辺は、必要な書類は今出ているだけですので、それ以上は今お示しできるものはないです。

議長 そのほか質問ありますか。

椎名幸雄委員 この中に月額収支表というのがございますね。これは1束100gで200円で、1,500で30万の売り上げだと。先日、私、エスパに行って、ニラの芽、確かに売っていました。これは中国産なんです。1束100円なんです。当然、これは国産ですから、もっと高くなると思うんですが、これに200円で売るということは、これは原価というか、エスパならエスパ、スーパーに売る値段ですね。そうすると、この値段でいくと、大体スーパーで売る値段は倍、400円から500円になってしまうんじゃないかと思うんです。野菜ですから。そうすると、果たしてそれで、これだけの値段で売れるのかどうか、ちょっとその辺が、私は今、この収支表を見てちょっと疑問に思ったんですけれども、この辺についてはどのような確認というか、されていますか。

議長 農政課さん、お願いします。

農政課 これは1束200円という形になっていると思うんですけれども、通常ニラではなくて、やはりこれはニンニク。国産でつくったニンニクの新芽というふうな特許を取って、社長自身がみずからその特許を取って販売している製品でして、この200円という数字は、近隣のスーパーマーケットではなくて、E Xはおおたかの森の高島屋系列のデパート系のスーパーでの販売というような形で伺っております。

もちろんただ商品で店で売っている場合ですと、やはりニラとかと間違えて、なかなかご購入はないという話は、部会でも社長のほうが話はしていたんですけれども、そういった実際に料理、言葉を添えて販売すると、やはり重々収益として上がって、もちろん売れ残しはないというような形で聞いておりますので、この金額で販売しているということで

当初聞いております。

もちろんこれは30cmほどに切った長さをリパックして、袋詰めして売っておりまして、あとは本当の根の上とか下とかですね、要らないところをまたその要らないところだけでまぜて、また100円で売っているそうです。

なおかつ、ちょっとこれは違う方向でもまた。もちろんニンニクに特化した会社と社長に聞いておりますので、このニンニクの新芽をペースト状にして、緑色のめんをつくっているそうです。プラス、今度は緑色のギョウザの皮、今度はまた、そのペースト状にしていますので、トーストにも使いたいということで話は聞いておりますので、ニンニクを生産しながら、そういったニンニクだけに限らず、多少、加工的なものも今後、数字としては会社としての経費として考えているということで伺っております。

以上です。

議長 椎名委員さん。

椎名幸雄委員 そうすると、小売価格は大体1束幾らぐらいというか。先日、私も本当は第1部会で、社長さんがいたときに、その辺の小売価格も確認しておけばよかったんですけども、ちょっとその辺、忘れてしましまして、今ふと、この収支報告書、200円。たまたま昨日、ニンニクの芽、現場で売っているところをちょっと見たものですから、ちょっと疑問になってご質問をさせていただきました。大体幾らぐらいで売っているというのは……。

農政課 この価格で、200円で店頭販売と聞いております。1束200円での店頭販売。

椎名幸雄委員 野菜ですから、利益率、例えば仕入れ各というのは何掛けで仕入れているのかわからないですけども、大体5掛け、あるいは野菜や何かだと、ロスがありますんで、掛け率は大分低いと思うんですけども、5掛けにしたって、400円で売らなければ、高島屋さんでも採算がとれないと思うんですけども。

後で確認。

農政課 はい、確認させていただきます。

議長 そのほか何かございますか。なければ……。

(なし)

それでは、質問がないものと認めます。

以上で、「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号 1 番及び 2 番についての質疑を打ち切ります。

説明員は退席してください。ご苦労さまでした。

（説明員退席）

続いて、ただいま審議いただいた案件以外の議案について、小池部会長から審議結果を報告願います。

小池部会長、よろしく申し上げます。

小池良雄部会長（第 1 部会） 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご報告します。

譲受人は、市内の農業経営者で、農業従事者は 3 人で、現在、自作地 6,902㎡の農地を耕作しております。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないこと、また、申請地を含めて、引き続き耕作を続けていく意欲があると認められたことから、第 1 部会では全員一致をもって許可相当であると判断をしました。

続きまして、議案第 2 号「農地法の許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

申請地は、我孫子市柴崎字後畑地先の畑で、申請面積は、1,398㎡のうち 562.01㎡を宅地として利用され、20年以上が経過しているものです。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第 1 部会では全員一致をもって証明相当であるとの判断をしました。

続きまして、議案第 3 号の「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号 3 番から 5 番までについてご報告をいたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農地利用集積計画（案）の適否についての判断を求めたものでございます。

申請の権利内容は、賃貸借権の新規設定が 2 件、所有権移転が 1 件です。

申請地は、我孫子市都部新田字芝原下ほか 5 筆で、計 1 万 2,708㎡です。

賃借料は、整理番号 3 が 10 a 当たり玄米 120kg、整理番号 4 が無償、整理番号 5 が所有権移転の売買価格が 530 万円となっています。

以上のとおり、計画の内容は、借受者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

よって、第 1 部会では、議案第 3 号の「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号 3 番から 5 番までについて、全員一致をもって承認相当という判断をしました。

続きまして、議案第 4 号の「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」ですが、これ

は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところにより、土地を取得した場合など、税制上の措置を受けるためには、名簿登録が必要となっているものです。

第1部会では、全員一致をもって承認相当という判断をしました。

以上で、第1部会で審議した結果の報告を終わります。

議長 以上、議案第1号から議案第4号について、部会長から報告がありました。

ただいまの議案案件に対して、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 この案が、この基盤強化促進法ですが、これを農業委員会が決定という条文になっておりますが、決定して、公告をして、幾日くらいから効力があるんですか。公告期間は幾日ですか。事務局、わかりますか。

事務局 ちょっと正確な公告期間はわかりませんが、公告をするのは農政課のほうでやってございます。

阿曾敏夫委員 そうですか。農業委員会じゃわからないということか。

だけれども、実際、いろいろなこういう問題も、先ほどから言われているけれども、農地法に関しては農業委員会が専門機関であるというように解説書なんかに出てくるんだ。だから、非常に知らないじゃしょうがないから、やはりこれを農業委員会で決定したら、今度は公告して、公告後、いつに登記になるものだけか。

この登記も先ほど来から、この事業の登記の場合も嘱託登記でいい。普通の登記より安いんです。だから、非常に優遇されている面があるわけ。だから、農業委員会も、本当に私らも、前には農地法、農地法ということでしたけれども、農地法じゃ要らないようなこの利用強化法ですか、非常に大事なもので、最近の議案書を見ても、この案件が多くなってきましたよね。5条でさえ、先ほど来、にしても、本来からすれば、5条といえば自己転だという。自己の、自分が転用するときには5条だけれども、これを使えば、いろいろまた便法で、いろいろ拡大解釈もできますから、それは事務局、ひとつ聞いて、いつから。ここで決定して、次の段階、公告して、いつから登記になるものやら、ちょっと聞いておいてください。

事務局 はい、確認いたします。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

なければ、部会長は自席にお戻りください。

それでは、採決に移ります。

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」、部会長から許可相当であるとの報告がありました。

許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、許可することに決定いたします。

議案第2号の「農地法の許可を要しない土地の証明願について」、部会長から証明相当であるとの報告がありました。

証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、証明することに決定いたしました。

議案第3号の「農用地利用集積計画(案)の決定について」採決します。

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開いたします。

分割採決ということで。

議案第3号の「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、審議経過を踏まえ、整理番号1番から2番と3番から5番を分けて採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、ご異議がないようですので、1番及び2番を一括採決、また3番から5番を一括で採決いたします。

それでは、ここでまた休憩したいと思います。

(暫時休憩)

議長 それでは、たびたび申しわけありません。再開します。

それでは、「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号1番から2番までについて採決します。

承認とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手なし)

挙手なしと認め、承認しないことに決定いたします。

「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号3番から5番までについて、部会長から承認相当と報告を受けております。

承認とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号の「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」、部会長から証明相当であるとの報告がありました。

証明とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、証明することに決定いたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告第1号、議案資料の6ページになります。「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、6ページのとおり1件でございます。

内容については、記載のとおりでございます。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については、7ページから8ページの3件で、内容については記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長 そのほか、事務局、連絡事項ありますか。

事務局 特にありません。

議長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

そのほかの件について、委員の方からご発言があればお願いします。

阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 経営規模の強化促進法のこの事業というのは、どの程度の補助金というか、補助率というか。国のほうはないようにいろいろ考えられるんだけど、県と市との負担割合は、どのくらいの割合でこの事業に対して補助が助成されるんですか。

議長 事務局、事業費についての質問であります。

事務局 その点も踏まえまして、農政課のほうに確認いたします。

阿曾敏夫委員 せっかくこれだけ何回も審議しているんだから、この事業の本当の確たる事業内容というものが、何百万もらえるんだか、何だか知らないけれども、やはりその辺のところも。今、補助金の見直しという時代ですから。

議長 渡邊光雄さん、どうぞ。

渡邊光雄委員 証明手数料、一番最後のところに書いてあるんだけれども、これはいつから取るんだ。日付が書いていないんですけれども。

事務局 その資料ですね、前回指摘ありました。既に証明手数料は取ってございます。去年の4月から証明手数料を取っているんですけれども、主な証明はどういったものがございましてかという質問がありましたので、そこに載せているのは、主な証明が14項目ございます。農業委員会としましては、窓口で証明書というものは300円いただいております。これは去年の4月1日からでございます。

以上です。

議長 はい。

渡邊光雄委員 こういうのは、やらないのか。やっているのか。はい、わかりました。

議長 そのほかございますか。

(なし)

なければ、それでは、以上をもちまして、我孫子市農業委員会第5回総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。